

区埋火葬の円滑な実施に関するマニュアル

目次

第1章 始めに

第2章 各段階における対応

1 関係機関の役割

2 未発生期までの対応

3 海外発生期から県内未発生期における対応

4 県内発生早期から県内感染期（感染拡大期）までにおける対応

5 県内感染期（まん延期）における対応

埋火葬の円滑な実施に関するマニュアル概要

1 目的

死亡者が多数発生した場合であっても、公衆衛生上の問題が生ずることがないように、埋火葬を円滑に実施できる体制を整備する。

2 未発生期

- (1) 火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市町・近隣県と情報の共有を図る [県]
- (2) 遺体搬送手段確保のため、関係機関と調整を行う [県]
- (3) 近隣県と遺体を保存するための資器材や火葬燃料の融通を行えるよう連携体制を整備する [県]
- (4) 火葬業務経験者のリストを作成する [市町]

3 海外発生期

- (1) 火葬場へ使用燃料の備蓄を要請する [県]
- (2) 遺体搬送・火葬作業従事者等のためのマスク、手袋、非透過性納体袋等の物資を確保する [市町]
- (3) 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合に、遺体を一時的に安置するための臨時遺体安置所及び遺体の保存作業に必要なとなる人員を確保する [市町]

4 県内発生早期から県内感染期（感染拡大期）まで

- (1) 遺体搬送・火葬作業従事者へマスク、手袋等の物資を配布する [市町]
- (2) 遺体搬送・火葬業者と連携し円滑な火葬を実施する [市町]
- (3) 臨時遺体安置所を活用し、遺体の適切な保存に努める [市町]

5 県内感染期（まん延期）以降

- (1) 市町に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する [県]
- (2) 火葬場の火葬能力を超えた場合、臨時遺体安置所に遺体を適切に保存する [市町]
- (3) 火葬の実施まで長期間を要する場合、遺体を消毒し墓地に埋葬する [市町]
- (4) 埋葬可能な墓地がない場合、公共用地を転用した公営墓地に遺体を埋葬する [市町]

第1章 始めに

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ100パーセントを占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起これば、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第30条第3項においては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓理法」という。）第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、県内感染期（まん延期）において、死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備する。

また、新型インフルエンザ等に感染した遺体の保存や埋火葬に当たっては、感染拡大を防止する観点から一定の制約が課せられることになるが、他方で、地域の葬送文化や住民の宗教感情等にも十分配慮する必要があることから、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱いをすることとする。

本マニュアルは、新型インフルエンザ等が県内に流行した際に、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、県及び市町や関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたものである。

第2章 各段階における対応

1 関係機関の役割

- ア 県は、市町の意見を聞いた上で、県内における火葬体制の整備等必要な調整を図るほか、市町が行う個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を広域的な視点から支援・調整する役割を担うものとする。
- イ 市町は、墓理法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、域内における埋火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。
- ウ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者は、県内感染期（まん延期）においては火葬場の火葬能力を超える死亡者がでることも考えられるため、県の行う調整の下、市町と連携し効率的な遺体の搬送及び火葬に努めるものとする。
- エ 国は、死亡者が増加し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合、県の要請に応じて必要な支援を行うものとする。

2 未発生期までの対応

(1) 現状の把握

県は、市町に対し、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について調査を要請し、その結果について、県内の市町及び近隣の県との情報の共有を図るものとする。

(2) 火葬体制の構築

ア 県は、調査の結果を踏まえ、市町の意見を聞いた上で、県内感染期（まん延期）に備え、遺体搬送手段の確保等必要な調整を行うものとする。

イ 市町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際は戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。

また、市町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な柩又はこれに代わる板等）等の物資を確保できるよう準備するものとする。

併せて、火葬業務の実施体制に関しては、緊急時に火葬業務への協力が得られる火葬業務経験者等をリスト化しておくものとする。

(3) 近隣県との連携体制の構築

遺体は、できる限り県域内で火葬するものとするが、県内感染期（まん延期）に火葬場の火葬能力を超える死亡者が一時的にでることも考えられるため、県は災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、近隣の県と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備するものとする。

3 海外発生期から県内未発生期における対応

資器材等の備蓄

(1) 県は、市町を通して、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請するものとする。

(2) 市町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な柩又はこれに代わる板等）、遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の物資を確保するものとする。

県は、市町が行う消耗品・物資等の確保について、広域的な視点から支援・調整を行う。

(3) また市町は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進めるものとする。

4 県内発生早期から県内感染期（感染拡大期）までにおける対応

(1) 情報の把握

県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町及び近隣の県との情報の共有を図るものとする。

(2) 資材等の確保

市町は、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型コロナウイルス等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に配布するものとする。

県は、市町が行う消耗品・物資等の配布について、広域的な視点から支援・調整を行うものとする。

(3) 円滑な火葬及び遺体保存の実施

市町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

(4) 搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項

ア 遺体との接触等について

(ア) 遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封するとともに、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態での火葬するよう努めるものとする。

(イ) また、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えない。

(ウ) 他方、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にとっては、必ず手袋を着用し、血液・体液・分泌物（汗を除く）・排泄物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）を使用するものとする。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行うものとする。

(エ) 火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接接触れることを希望する場合には、遺族等に手袋等を着用させるものとする。

イ 消毒措置について

万が一、一時的に密閉状態がなくなった場合など、消毒を行う必要が生じた場合には、消毒に用いる薬品は、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度 200～1,000ppm）、70v/v%イソプロパノール等とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法とする。消毒剤の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がり招く可能性があるため、行わないものとする。また、可燃性のある消毒薬を使用する場合には火気のある場所で行わないものとする。

ウ 手指衛生について

手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際等には、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施するものとする。

5 県内感染期（まん延期）における対応

(1) 火葬体制の整備

ア 県は、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請するものとする。

イ また、市町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努めるものとする。

ウ 県は、市町及び近隣の県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町及び近隣県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。

(2) 遺体の保存対策

ア 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町は、臨時遺体安置所において遺体を一時的に安置するものとする。

イ 遺体安置所等における遺体の保存及びその搬送に当たっては、可能な限り、新型インフルエンザ等に感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。

(3) 埋葬の活用等

ア 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、県は、市町に対し、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずることを要請するとともに、火葬場の火葬能力について市町との最新の情報の共有を図り、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。

イ さらに、市町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することとする。その際、市町は、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討するものとする。

(4) 死体の見分について

県警察は、多数の死体の見分に当たり、十分な感染防止策を講じた上、医師及び関係

機関等と緊密な連携を図る。

(5) 墓地、埋葬等に関する法律のの特例

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。